

# 郵政産業 ユニオン

発行元 郵政産業労働者ユニオン労契法20条訴訟闘争本部  
〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2  
TEL 03(5974)0816 FAX 03(5974)0861  
http://www.piwu.org mail@piwu.org  
発行責任者 日巻 直映

## 郵政の労働契約法20条裁判

みんなの力で  
非正規差別をなくそう

正規社員と期間雇用社員の間で不合理な労働条件格差を禁止する労働契約法20条裁判が進行しています。東日本・西日本で12名の期間雇用社員が原告となり、1月26日には東日本で4回目の法廷をむかえます。被告である日本郵便(株)は、正社員と期間雇用社員との労働条件の格差は不合理ではないと答弁を展開していますが、その中身は実態からかけ離れ、白を黒と言っ内容です。

### 「営業活動への補助的な協力を求められているに過ぎない」

これが時給制契約社員  
の営業における役割だとい  
うのです。現場の誰が  
聞いても笑うしかありま  
せん。局目標の構成要素  
として時給制契約社員の  
個人目標も掲げられてい  
てなにか「補助的」でし  
ようか。課目標の達成に  
自らの運命を重ねて「君  
だけだぞ」などとプレッ  
シャーをかける管理者の  
言動は「協力を求めている  
」レベルでは到底あり  
ません。

また「時給制契約社員  
の指標は、営業意欲の喚  
起のための『目安』に過  
ぎず、達成が必須とされ  
る『ノルマ』などではな

い」といつていますが、  
別の裁判(さいたま新都  
心局過労自死事件)では  
正社員についても「営業  
については、あくまで販  
売目標を示しているに過  
ぎず、ノルマを課するもの

ではない」と会社は主張  
しています。「ノルマで  
はない」という言葉の遊  
びをくり返しているの  
ですから、お粗末としか言  
いようがありません。正  
社員もノルマではない、  
時給制契約社員もノルマ  
ではないのですから格差  
はあつてはなりません。

### 「顧客の苦情等に対する正社員が責任をもつて処理するものではない」とい

どこにそんなことが決  
められているのでしょうか？  
会社は一方で時給制  
契約社員については苦情  
の「初期対応を行って  
いるに過ぎず」とし「的確  
に正社員に取り次ぐこと  
を評価する」としていま

サービス業では初期対  
応こそが最重要点であり  
一般の会社ではその点に  
相当の時間と労力をかけ  
て研修を重ねます。日本  
郵便の主張はまるで真逆  
です。

しかし、郵便局業務の  
現実の場面では、正社員  
・期間雇用社員の違いな  
く全力でお客様の苦情に  
対応しています。

なによりお客様にとつ  
て正社員・期間雇用社員  
の違いはありません。全  
力をつくすけれども解決  
しない場合は、権限を持  
つ者に取り次ぐことにな  
り、それは課長であり、  
部長であるわけで、正社  
員一般ではありません。

### 正社員があたりまえの職場にしよう！

いまでも多くの郵便局で「  
募集しても人が集まらな  
い」と悲鳴があがってい  
ます。差別され処遇は高  
くないが歯を食いしばっ  
て長年働く人と、採用さ  
れてもすぐに辞めてしま  
う人に二極化しているよ  
うな状況です。失ってい  
る労力は膨大なものがあ  
ります。活路は正社員が  
あたりまえ、正社員処遇  
があたりまえの職場につ  
くり以外にありません。  
お隣の韓国ソウル市で  
は2012年から自治体  
の非正規労働者を大規模  
に正社員化する政策をす  
すめ、年間5〜6億円の



**本日の時より**  
第4回口頭弁論  
東京地裁527号法廷